議案第 108 号

平成 16 年３月

出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例案（概要）

１　目的

この条例は，出資法人等の経営状況や事務の透明性を高めるとともに，それらを監視する議会の活動の充実を図ることにより，出資法人等の公正で透明性の高い，健全な経営の促進に寄与することを目的とする。

２　基本理念

出資法人等の保有する情報は，必要に応じ，市の事務の適正を期するため必要な範囲において，市長を経て，議会の活動のために提供されなければならないものとする。

３　市長の責務

市長は，基本理念にのっとり，法令に基づく権限を有する範囲において，出資法人等の保有する情報を積極的に収集し，整理し，議会の活動のために提供するとともに，出資法人等に対し，必要な助言，指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

４　出資法人等の締結する高額契約の議会への報告

（１）２分の１出資法人等（地方３公社を含む）について

ア，対象となる高額契約

①契約金額が３億円以上の工事又は製造の請負

②契約金額が 4,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については，１件１万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

イ，報告の内容

契約の目的，契約金額，相手方，契約年月日，履行期限その他の主要な事項

ウ，報告の方法

現在，議会に提出している経営状況を説明する書類に記載する。

エ，報告の性質

義務

（２）４分の１出資法人について

ア，対象となる高額契約

（上記２分の１出資法人等に同じ。）

イ，報告の内容

（上記２分の１出資法人等に同じ。）

ウ，報告の方法

毎事業年度，報告のための書類を作成し，議会に提出させる。

エ，報告の性質

努力

５　施行日

公布の日（３月末の予定)。なお，上記４の議会への報告に関する規定は，施行日以後に開始する事業年度開始の日以降に締結された契約について適用するものとする。